登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

岩崎　洋一

代表者の住所

（変更前）

大阪府堺市西区浜寺公園町二丁目三十七番地二の九百二号

（変更後）

大阪府高石市東羽衣三丁目四番五の千二百一号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第九条の七の七の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証失効再交付講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第九条の七の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

岩崎　洋一

代表者の住所

（変更前）

大阪府堺市西区浜寺公園町二丁目三十七番地二の九百二号

（変更後）

大阪府高石市東羽衣三丁目四番五の千二百一号

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

関東運輸局長　神谷　俊広

有限会社　システム・ケイ

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称

（変更前）

rainbow bridge b.l.s

（変更後）

有限会社　システム・ケイ　tokyo habour b.l.s

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

九州運輸局長　福本　啓二

大分県立海洋科学高等学校

代表者の氏名

（変更前）

橋本　文徳

（変更後）

藤原　崇能

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、栃木労働局の関係事業主を代表する者亡下日出男の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年８月６日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成21年８月17日

4　推薦書及び添付書類提出先　栃木労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月四日（火）

○国会提出案件

一、平成二十年度公害等調整委員会年次報告書について（決定）（公害等調整委員会）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都中央区八重洲二丁目２番１号**エルピーダメモリ株式会社**の東広島市吉川工業団地5690番地１エルピーダメモリ株式会社広島工場についての工業財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月６日　広島法務局東広島支局

大井口土地改良区役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成21年８月６日

関東農政局長　皆川　芳嗣

退任

役職	氏　名	住　所
監事	飯塚　進	茨城県筑西市梶内802番地１

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成21年８月６日

関東農政局長　皆川　芳嗣

退任

役職	氏　名	住　所
理事	曽雌　辰雄	栃木県小山市大字粱1708番地